

平成19年：労働基準法及び労働安全衛生法

- 〔問 7〕 労働基準法に定める妊産婦等に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。
- A 使用者は、労働基準法第 65 条第 2 項の規定により、産後 8 週間を経過しない女性を就業させてはならないが、同法第 41 条第 2 号に規定する監督又は管理の地位にある女性及び産後 6 週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。
- B 使用者は、労働基準法第 65 条第 3 項の規定により、妊娠中の女性及び産後 1 年を経過しない女性(以下「妊産婦」という。)が請求した場合においては、他の軽易な業務に転換させなければならない。
- C 妊娠中の女性は、労働基準法第 65 条第 3 項による軽易な業務への転換の請求及び同法第 66 条第 3 項による深夜業をさせないことの請求のいずれか一方又は双方を同時に行うことができる。
- D 使用者は、労働基準法第 66 条第 2 項の規定により、妊産婦が請求した場合においては、同法第 33 条第 1 項及び第 3 項並びに第 36 条第 1 項の規定にかかわらず、時間外労働又は休日労働をさせてはならないが、この第 66 条第 2 項の規定は、同法第 41 条第 2 号に規定する監督又は管理の地位にある妊産婦にも適用される。
- E 労働基準法第 67 条第 1 項においては、「生後満 1 年に達しない生児を育てる女性は、第 34 条の休憩時間のほか、労働時間の途中において、1 日 2 回各々少なくとも 30 分、その生児を育てるための時間を請求することができる。」と規定されている。

第39回(平成19年度)社会保険労務士試験の合格基準について

1 合格基準及び配点																	
(1) 合格基準																	
本年度の合格基準は、次の2つの条件を満たした者を合格とする。																	
① 選択式試験は、総得点28点以上かつ各科目3点以上																	
② 択一式試験は、総得点44点以上かつ各科目4点以上																	
※ 上記合格基準は、試験の難易度に差が生じたことから、昨年度試験の合格基準を補正したものである。																	
(2) 配点																	
① 選択式試験は、各問1点とし、1科目5点満点、合計40点満点とする。																	
② 択一式試験は、各問1点とし、1科目10点満点、合計70点満点とする。																	

2 試験問題の正答																	
試験科目	出題形式		選択式					択一式									
	問		A	B	C	D	E	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
労働基準法及び労働安全衛生法	問1		⑭	③	⑰	⑧	①	E	B	A	B	C	B	C	E	A	E